

平成十五年七月十一日提出
質問第一二七号

公用車、特に警察車両におけるアイドリングストップの実施に関する再質問主意書

提出者 山元勉

公用車、特に警察車両におけるアイドリングストップの実施に関する再質問主意書

平成十五年六月二十七日付けで頂いた政府答弁（答弁第八〇号）に関し、再度、次の事項について質問する。

一 公用車におけるアイドリングストップについては、現在すべての府省において実施されているとのことだが、各府省は、それぞれが使用している個々の公用車毎のアイドリングストップの実施状況を、具体的にどの程度把握しているのか。

二 政府の公用車のうち、現時点でのアイドリングストップ装置搭載車の保有状況と今後の導入予定について明らかにされたい。

三 答弁の「三の2から5までについて」にある、警察庁及び都警察が警察車両の運転担当者に対して使用している「資料」とは具体的にどのようなものか。資料名、具体的記述内容について、可能な限り詳細に示されたい。

四 同じく、答弁の「三の2から5までについて」にある、警察車両についての「突発的な事案に迅速かつ的確に対処することができるように、アイドリングを行っている状態で待機する必要がある場合」とは、

どのような場合か。国会等の警備のために配置されている警察車両が担っている重要な職務を理解した上での質問であるが、もし、いつでも発進できるようにという趣旨であるとすれば、最近の車のエンジン性能を考えた場合、特にエンジンをかけたままの状態にしなくても、運転担当者を運転席に座った状態で待機させ、必要があればすぐにエンジンをかけられるようにしておいた場合でも、実際の対処に要する時間は変わらないのではないかと思うがどうか。この疑問に対する明確な答弁と、「必要がある場合」として想定されている具体的なケースを示されたい。

五 警察車両によるアイドリングストップの実施は、地球温暖化及び大気汚染の原因物質の排出量の数量的な削減効果以上に、国民にアイドリングストップの実施の重要性を認識してもらう効果の方が大きいものと考えられる。それにも関わらず、都心部等、人が大勢行き来する場所において、公用車である警察車両がアイドリング状態で駐車されているのを目にすれば、アイドリングストップに取り組もうとする国民の意欲がそがれるのではないかと考えるがどうか。

六 警察車両におけるアイドリングストップの問題は、我々の身の回りの環境、ひいては地球環境を少しでも改善していこうとする上での、あくまでも一つの事例に過ぎない。現在、京都議定書で我が国に課せら

れている温室効果ガスの削減目標を達成するためには、ありとあらゆる施策を駆使して、目標達成に向けた取組をしていかなければならないと言われているが、政府は、国を挙げて、地球温暖化対策をはじめとする環境対策に本気で取り組んでいくつもりがあるのか、改めて、政府の基本的考えを問う。

右質問する。